

栃木市立赤津小学校いじめ防止基本方針

H31.4 改定

1 いじめのない学校づくりに向けて

すべての教職員が、「いじめは絶対に許されない」「いじめはいじめる側が悪い」ということや「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得る」ということを強く認識し、いじめのない学校づくりに向けて学校組織をあげて取り組む。

【いじめの定義】

いじめ防止対策推進法第2条に定めるとおりとする。

いじめ防止対策推進法 第2条（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(1) いじめの未然防止に向けて

- 児童一人一人が意欲をもって学校の様々な教育活動に取り組めるよう「学業指導」の充実に取り組む。
- 児童一人一人に対して、いじめの問題を自分自身の問題として強く認識させ、「いじめを許さない心」や「いじめを起こさない力」を育成することで、自ら解決を図れるよう、計画的な指導を実践する。
- 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払う。

(2) いじめの早期発見に向けて

- いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい状況で行われるということを、教職員一人一人が強く認識して対応する。
- 児童の声に耳を傾け、行動を注視するとともに、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知し対応する。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、決して抱え込むことなく組織的な対応を図る。
- 日頃から児童との信頼関係を深め、児童がいじめを相談しやすい体制を整える。
- 日頃から保護者との信頼関係を深め、保護者との情報共有に努める。
- 児童と保護者からのいじめの相談・通報の窓口を一本化し周知するとともに、迅速かつ丁寧に対応する。

(3) いじめの早期解決に向けて

- いじめられている児童や保護者の立場に立った対応を常に行う。
- いじめられている児童を徹底的に守り通す。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、その場でその行為を止めさせたことのみで安易に解決したと思いつくことなく、組織的かつ継続的な対応を図る。
- いじめる児童については、行為の善悪をしっかりと理解させるとともに反省させて、二度といじめることのないよう、学校組織としてしっかりと指導する。

- 保護者に対して、学校組織としてしっかりと説明責任を果たしつつ、学校と保護者が一致協力していじめの解決に向けて取り組むように努める。

(4) いじめの解消について

- いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

①いじめに係る行為が止んでいること

いじめられた児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、3か月を目安とする。なお、行為が止んでいない場合は、改めて、いじめ防止等対策委員会の判断のもと、相当の期間を設定して状況を注視する。

②いじめられた児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめられた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

(5) 本方針の見直しについて

- 本方針によるいじめへの取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、教職員、保護者、児童等による点検に基づき、目標の達成状況を評価する。また、評価結果を踏まえ、取組の改善を図る。

2 いじめ防止等の対策のための組織について

いじめ防止等対策委員会（未然防止・早期発見対策に係る委員会、いじめ認知時の対応に係る委員会）を組織し、校務分掌に位置付け、「いじめの起こらない学校づくり」に向け、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向け組織的に対応する。

また、本委員会において、いじめの問題への取組が計画的に進んでいるかどうかのチェック等を行い、学校いじめ防止基本方針をはじめとした学校の取組が実効性のあるものとなるよう改善を図る。

(1) いじめ防止等対策委員会（未然防止・早期発見対策に係る委員会）【定期開催】

① 委員

校長、教頭、教務主任、学年主任、児童指導主任、養護教諭、教育相談担当、特別支援教育担当、人権教育主任、学習指導主任。

また、必要に応じてスクールカウンセラー、学校評議委員、保護者代表、児童代表等。

② 実施する取組

ア 未然防止対策

- ・ いじめの未然防止に向けての全体指導計画の立案
- ・ 全体指導計画の進捗状況の把握と改善
- ・ いじめに関する意識調査、集団を把握するための調査の実施と結果の分析
- ・ いじめ相談窓口の設置と教育相談体制のチェック
- ・ 校内研修会の企画、立案
- ・ 配慮児童への支援方針の決定

イ 早期発見対策

- ・ いじめの状況を把握するためのアンケートの実施と結果の分析
- ・ 情報交換による児童の状況の共有

(2) いじめ防止等対策委員会（いじめ認知時の対応に係る委員会）【随時開催】

① 委員

校長、教頭、教務主任、学年主任、児童指導主任、養護教諭、教育相談担当、特別支援教育担当、関係の深い教職員、スクールカウンセラー、必要に応じて市教育委員会派遣の外部専門家等。

② 実施する取組

ア 事実関係の把握

- ・ アンケート調査、児童、保護者、地域からの情報及び教職員による発見等からいじめの可能性を広く把握し、共有する。
- ・ 関係のある児童への事実関係の聴取や緊急アンケートの実施等により組織的調査を迅速に行う。